

装装装第 2 2 1 4 8 号
令和 6 年 1 2 月 4 日

大 臣 官 房 長
各 局 長
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監 殿
各 地 方 防 衛 局 長
防衛装備庁長官官房審議官
防 衛 装 備 庁 の 各 部 長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

スタートアップ技術提案評価方式実施要領について（通知）

標記について、防衛省におけるスタートアップ技術提案方式の運用について（防装庁（事）第 4 2 2 号。令和 6 年 1 2 月 4 日）第 9 項の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

スタートアップ技術提案評価方式実施要領

1 趣旨

この実施要領は、防衛省におけるスタートアップ技術提案評価方式の運用について（防装庁（事）第422号。令和6年12月4日。以下「通達」という。）第9項の規定に基づき、スタートアップ技術提案評価方式（以下「本方式」という。）を適用して行うために必要な具体的事項について定めるものである。

2 用語の定義

この通知における用語の定義は、通達に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

3 公募の手続（通達第4項関係）

- (1) 各部局等の要求元は、通達第4項に規定する公募を実施するに当たって、説明書を付紙第1「説明書作成要領」に則って作成し、装備政策課長を通じて当該説明書を防衛装備庁ホームページに掲載することにより公募を行うものとする。
- (2) 各部局等の要求元は、公募を開始しようとする日の前日から起算して3日前（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）までに、各幕等担当官（防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部又は防衛装備庁において、本実施要領に基づく装備品等及び役務の調達を行おうとする場合に、当該調達を円滑に進めるための調整を行う者として、大臣官房長、各局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長又は防衛装備庁長官が別に定める者をいう。）を通じて装備政策課長に対し、説明書を提出するものとする。
- (3) 通達第4項第3号に規定する参考額の設定に当たっては、次のアによる方法を基本とする。ただし、アによる方法により参考額を定めることが困難な場合は次のイによる方法で設定するものとし、それでもなお、ア及びイの方法では参考額を定めることが困難な場合は次のウによる方法で設定するものとする。参考額は、案件の特性上、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとし、恣意的な設定とならないようにするものとする。なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5に規定された予定価格と異なり、その範囲内での契約を要するものではないことに留意するものとする。

- ア 過去に契約した類似の装備品等及び役務の調達に係る契約金額により、参考額を一定程度推定することが可能な場合には、予算額も考慮しながら、当該推定額を参考額として使用する。
- イ 過去の実績等から参考額を定めることが困難な場合には、提案者となる可能性のある者（可能な限り複数者）から概算見積を徴取したうえで、予算額及び当該概算見積を考慮し、参考額を設定する。
- ウ 過去の実績等から参考額の設定が難しく、かつ、各部局等の要求元が調達する装備品等及び役務の品質及び性能等に係る要求要件の詳細な提示が困難であり、提案が見込まれる者間の見積に大きな乖離が出る可能性が想定される場合には、利用可能な予算の上限額を参考額とする。

4 技術提案の審査（通達第5項関係）

- (1) 各部局等の要求元は、提案者から公募に対する技術提案に係る書類（以下「技術提案書」という。）を受領した場合には、各幕等担当官を通じて装備政策課長に送付するものとする。
- (2) 各部局等の要求元は、技術提案の審査を行うに当たって、外部有識者の意見を求めることができる。
- (3) 各部局等の要求元は、技術提案書の記載事項からだけでは確認できない事項について、提案者に対して当該提案内容の説明を求めることができる。その際、次のア又はイのいずれかの措置をとるものとする。
 - ア 当該提案者から説明を求める事項を書面で取得すること。
 - イ 当該説明に係る議事の概要を作成すること。
- (4) 各部局等の要求元は、提案者からの技術提案の内容の一部を改善することにより当該提案が更に優れたものとなる場合又は当該提案の一部の不備を解決できる場合には、あらかじめ説明書に技術提案の改善を求める場合があり得る旨を記載のうえ、全ての提案者に対して付紙第2「技術提案の改善に関する実施要領」により技術提案の改善を求めることができる。
- (5) 通達第5項第2号に規定する協力を求める場合には、各部局等の要求元は、C S T I 事務局参事官に対して、提案者に説明又は改善を求める場への同席を求めることができる。この場合において、C S T I 事務局参事官から同席する旨の回答があったときは、各部局等の要求元は、装備政策課長を通じて次のアからオまでに掲げる書類をあらかじめ送付するものとする。
 - ア 説明書
 - イ 技術提案書
 - ウ 第3号に基づく対面又はオンラインによる説明に係る書類
 - エ 前号に基づく技術提案の改善に係る書類

オ その他必要となる書類

- (6) 技術提案の評価の実施に当たっては、付紙第3「技術提案審査要領」を基準とする。ただし、審査項目として、必須事項及び提案者が次のアからエまでのいずれかに該当しているかを必ず設定することとする。

ア J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又は日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合

イ 「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）の3（3）から3（6）までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合

ウ ア又はイに掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合

エ アからウまでのいずれにも該当しない場合

- (7) 通達第5項第5号に規定する見積条件の見直し等は、第4号の技術提案の改善を実施した後であっても、行わせることができる。
- (8) 各部局等の要求元は、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取扱いに留意するものとする。
- (9) 各部局等の要求元は、技術提案の審査結果について、提案者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとの結果及びその理由を記録するものとする。

5 C S T I 事務局参事官による確認及び優先交渉権者への通知等（通達第6項関係）

- (1) 各部局等の要求元は、通達第5項第3号又は第4号の規定により優先交渉権者候補者を決定した後、直ちに装備政策課長を通じて次のアからウまでに掲げる書類をC S T I 事務局参事官に送付して、技術提案の審査結果に関する手続の妥当性、優先交渉権者候補者の技術提案に高度でかつ独自の新技術が用いられていることその他必要な事項について確認を受けるものとする。

ア 前項第5号に規定する書類

イ 技術提案の審査に係る書類

ウ その他必要となる書類

- (2) 前号に規定する確認の結果、C S T I 事務局参事官から反対の意思が表示されなかった場合には、各部局等の要求元は優先交渉権者候補者を優先交渉

権者として決定する。

- (3) 各部局等の要求元は、支出負担行為担当官等に対して、優先交渉権者の技術提案に係る装備品等及び役務の調達について、当該優先交渉権者と仕様及び価格の交渉を行う旨通知する。
- (4) 各部局等の要求元は、優先交渉権者に対して優先交渉権者に決定した旨を、次順位以降となった提案者に対して必要な情報を通知するものとする。

6 仕様の確定（通達第7項第1号関係）

- (1) 各部局等の要求元は、優先交渉権者に対して、当該優先交渉権者の技術提案に係る見積書（見積条件書がある場合はこれを含む。）の提出を求めるものとする。
- (2) 各部局等の要求元は、技術提案に用いられた高度かつ独自の新技術活用が除外されないよう留意しながら、優先交渉権者との間で仕様の確定に向けて必要な確認及び協議を実施するものとする。
- (3) 各部局等の要求元は、参考額と見積額との間に著しい乖離がある場合は、必要に応じて、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせるものとする。
- (4) 仕様及び価格について各部局等の要求元及び優先交渉権者との間に合意が成立したときは、各部局等の要求元は、次順位以降の交渉権者に対して必要な情報を速やかに通知するものとする。
- (5) 第2号の規定にかかわらず、第3号に規定する見積条件の見直し等を行ったうえで、参考額と見積額との乖離が残り、その内容の妥当性及び必要性が認められない場合には、各部局等の要求元は、優先交渉権者を次順位以降の交渉権者に変更することができる。この場合において、各部局等の要求元は、変更前の優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者に必要な情報を速やかに通知するものとする。

7 調達要求及び契約の締結（通達第7項第2号及び第3号関係）

- (1) 各部局等の要求元は、第5項第3号の通知を添えて、支出負担行為担当官等に対し調達要求を行う。
- (2) 支出負担行為担当官等は、本方式に基づいて契約の相手方が一に限られるものであることから、提案者が提案した、独自で高度な新技術の活用に関する内容が仕様書から除外されていないかを確認するとともに、通達第3項から第6項までに規定するプロセスが適切に実施されているかを改めて確認したうえで、随意契約により契約を締結するものとする。
- (3) 支出負担行為担当官等は、本方式による装備品等及び役務の調達に係る契約を締結した後、必要な情報を装備政策課長に通知する。

8 結果の公表（通達第8項関係）

装備政策課長は、本方式による装備品等及び役務の調達に係る契約が締結された後、4月に締結した場合は6月末日までに、その他の場合は翌々月の10日までに防衛装備庁ホームページにおいて次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第7号は公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合にのみ公表する。

- (1) 本方式の適用の旨
- (2) 事業名
- (3) 支出負担行為担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (4) 契約を締結した日
- (5) 契約相手方の商号又は名称、法人番号及び住所
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて、入札又は契約に先立って定め、落札決定の基準とする最高制限価格又は契約締結の基準とする価格をいう。）
- (8) 事業概要

説明書作成要領

1 目的

各部局等の要求元が抱える行政課題を解決するため、スタートアップ技術提案評価方式に基づき公募を行う場合における説明書の作成要領等を定める。

2 様式

説明書の作成に当たっては、以下に示す事項を明記することとし、別記様式 1 を参考とする。

(1) 本方式の適用の旨

(2) 公募参加資格

(3) 技術提案の評価に関する基準

ア 評価項目

イ 評価基準（評価項目ごとの評価基準や評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値等）

ウ 得点配分（J-Startup 選定企業等への加点幅）

(4) 優先交渉権者の選定方法

3 公募期間

公募を行う期間は、原則、公募を開始した日から起算して少なくとも 2 週間以上とする。

4 公募対象者

各部局等の要求元は、公募を行おうとする案件の特性等を考慮し、公募対象者を J-Startup 選定企業等に限定することができる。

5 参考額の設定

各部局等の要求元は、公募を行おうとする案件の特性等を勘案しながら、以下に示す考え方にに基づき、参考額を定めるものとする。

(1) 過去に契約した類似の装備品等及び役務の調達に係る契約金額により、参考額を一定程度推定することが可能な場合には、予算額も考慮しながら、当該推定額を参考額として使用する。

(2) 前号による方法では参考額を定めることが困難な場合には、提案者とな

る可能性のある者（可能な限り複数者）から概算見積の徴取を行ったうえで、予算額も考慮しながら、当該概算見積を考慮し、参考額を設定するものとする。

- (3) 第1号及び前号のいずれかの方法では参考額を定めることが困難な場合には、利用可能な予算の上限額を参考額として使用する。

(案件名) に係る説明書

案件名	
公募期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
参加資格	1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 2 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 3 日本に拠点を有していること（政府調達に関する協定の適用案件でない場合に限る）。 4 次のいずれかに該当する者であること。 ① 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「 」地域を有する者。 ② 防衛省所管契約事務取扱細則第 18 条第 4 項第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する者、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞又はその他各府省庁等内におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業。 ※ 公募の対象者を J-Startup 選定企業等に限定する場合には、4 ②のみ記載する。なお、公募の時点で競争参加資格を有していない応募者は、必要書類とともに、防衛省所管契約事務取扱細則第 9 条に規定する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出するものとする。 5 提案する技術を保有していること。
案件の概要	(1) スタートアップ技術提案評価方式を適用して解決を求める行政課題の概要 (2) 行政課題の背景 (3) 行政課題の詳細 ア 行政課題の当事者 イ 当事者の業務の概況 ウ 当事者が抱える課題（これまでの行政課題の解決に向けた類似の取組を通じてもなお残る課題等）

	エ その他 (4) 解決の目標及びスケジュール (5) 参考額 注：参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第99条の5に規定された予定価格と異なり、その範囲内での契約を要するものではない。
優先交渉権者の選定に関する事項	(1) 技術提案の評価に関する基準 ア 評価項目（選定の際の重要度を記載） イ 評価基準（評価項目ごとの評価基準や最低限の要求要件及び上限値等） ウ 得点配分（J-Startup 選定企業等への加点幅） (2) 優先交渉権者の選定方法 ・ 技術提案を提出した者の中から、評価点が最上位であることを優先交渉権者として選定します。なお、評価点が最上位の者が複数者いる場合には、評価項目の重要度の高いものに係る評価点の高い者を優先交渉権者として選定することになります。 ・ 優先交渉権者として選定された方には、書面又はE-mailにより、その旨を通知します。 ・ 公募参加資格がないと認められた方に対しては、書面又はE-mailにより、非選定とされた旨及びその理由を通知します。 ・ 上記に該当しない方に対しては、書面又はE-mailにより、選定された旨と順位を通知します。 (3) 評価内容の担保 ・ 調達段階での技術提案内容から交渉により確定した仕様の不履行の場合における措置
技術提案の改善に関する事項	いただいたご提案について、対面又はオンラインにより、その内容の改善を求める場合があります。 この場合、①技術提案の内容を十分理解し、説明できる方、②提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方にご対応いただくこととなります（複数者でも可）。

優先交渉権者の選定日時等	
必要書類	郵送又は E-mail により以下の書類を「提出先・問合せ先」に示す場所にご提出願います。 ・ 「参加資格」中、3、4 及び 5 が確認できる書類 ・ 技術提案書 ・ 概算見積書（見積条件書がある場合はそれも含む） ・ 技術提案改善書（技術提案の改善が行われる場合に限る）
提出先・問合せ先	住所： 担当： 電話：（内線 ） E-mail：

技術提案の改善に関する実施要領

1 目的

各部局等の要求元が提案者に対して技術対話を通じて、技術提案の改善を求める場合の要領を定める。

2 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

3 技術対話の対象者

提案者間の公平性を確保するため、技術対話は公募に応じた全ての提案者を対象に行わなければならない。

4 技術対話の実施日

提案者間の公平性を確保するため、技術対話は複数日にまたがらずに実施することを基本とし、提案者が他の技術提案を認知することのないよう十分留意するものとする。

5 その他

技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できる者とし、このため、複数者でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。なお、各部局等の要求元は、改善を求める事項や不備がない場合には、その旨を提案者に伝え、そのような判断に至った理由とともに、記録に残すこととする。その際、特定の者に有利な取扱いをしたとの指摘に対応するため、改善を求める必要がない理由等についても記録に残すこととする。

技術提案審査要領

1 目的

スタートアップ技術提案評価方式に基づく公募に対する技術提案の評価を実施する場合の要領を定める。

2 審査を行う者

技術提案の審査を行うに当たり、各部局等の要求元及び技術提案の審査に協力する部署の長は、所属する職員の中から、審査を行う者として少なくとも 2 名指名するものとする。

3 審査期間

各部局等の要求元は、公募の締切日の翌日から起算して 3 週間以内に技術提案の審査を行うものとする。

4 J-Startup 選定企業等に対する加点

提案者からの技術提案に J-Startup 選定企業等以外のものが含まれる場合には、技術提案の審査に当たっては、J-Startup 選定企業等の技術提案については次表により加点を行う。この場合において、加点対象者が次表の 1 及び 2 に該当するときは、1 により加点を行う。

番号	提案主体	加点割合
1	J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又は日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合	全体の 30%
2	「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）の 3（3）から 3（6）までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合	全体の 20%
3	上記 1 又は上記 2 に掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合	全体の 15%

4	上記 1 から上記 3 までのいずれにも該当しない場合	全体の 0%
---	-----------------------------	--------

4 審査基準

各審査者の評価点の合計値を算出のうえ、点数が高い者から順番に交渉権者の順位を決定することとする。なお、評価点の合計値が同一の者がいる場合には、評価項目の重要度の高いものに係る評価点の高い者を優先交渉権者として選定することとする。

5 様式

審査項目の設定に当たっては、別記様式 2 を参考とする。ただし、審査項目として、必須事項及び提案者が次の各号のいずれかに該当しているかを必ず設定することとする。

- (1) J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又は日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合
- (2) 「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）の 3（3）から 3（6）までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合
- (3) 第 1 号又は第 2 号に掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合
- (4) 第 1 号から前号までのいずれにも該当しない場合

別記様式 2

(案件名)に係る審査項目

※本様式はあくまで参考であり、審査項目、配点及び評価等は案件の性質に応じて適切に設定すること。
※ただし、必須事項及び「技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ等であるか。」の審査項目は必ず含めること。

審査項目		配点・評価	採点欄	採点理由・特記事項
必須事項				
(1)	技術提案書には説明書で記載を要求した事項が不足なく記載されているか。	適	適	
(2)	技術提案の内帯は、事業の目的に合致しているか。	適	適	
(3)	行政課題の解決におけるスケジュールと合致しているか。	適	適	
(4)	見積価格が参考額を超過していないか。 見積価格が参考額を超過している場合、超過分は〇%以内に収まっているか、又は収まっていないものの超過の妥当性が認められるか。	適	適	
(5)	その他必要な事項	適	適	
判定			適	
技術提案が行政課題の解決に資するものであるか。				
(1)	技術提案の内容は行政課題の解決の達成目標に合致しているか。	20		
(2)	行政課題の要求事項に記載のない付加的な要素が含まれている場合、その必要性は明確かつ妥当な内容だと考えられるか。	5		
(3)	その他必要な事項			
小計		25	0	
提案に活用される技術や設備品及びサービスに独自性・優位性があり、技術が優れているか。				
(1)	従前の方法に対する独自性が認められる技術提案であるか。	10		
(2)	既存技術に対する優位性が認められる技術提案であるか。	10		
(3)	その他必要な事項			
小計		20	0	
提案内容・実施計画は実現可能かつ妥当性があるか。				
(1)	実現可能性が考慮された設計、製造、試験等の計画となっているか。	10		
(2)	事業を遂行する上で適切な体制をとるための人員確保が見込まれるか。	10		
(3)	見積価格と比して、技術提案は費用対効果が高いと考えられるか。	5		
(4)	その他必要な事項			
小計		25	0	
技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。 ※次のア～ウのいずれかのうち、該当する類型を選択する。重複する場合、評価点が高い類型を適用する。				
ア	J-Startup選定企業、J-Startup Impact選定企業、J-Startup地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又は日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合	30		
イ	2 技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）の3(3) から(6) までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合	20		
ウ	上記ア又は上記イに掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合	15		
エ	上記アから上記ウのいずれにも該当しない場合	0		
小計		30	0	
合計		100	0	